

## 東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和2年7月27日(月) 午後1時30分～午後2時30分
2. 開催場所 東彼杵町総合会館2階 大会議室

### 出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 欠 席	2 番 森田 誠	3 番 三坂 登
4 番 泓 純隆	5 番 欠 席	6 番 迎 幸枝	7 番 中山 久嗣
8 番 江口 庄平	9 番 出口 照雄	10 番 山口 義範	11 番 清心 美由紀
12 番 俵坂 和則	13 番 宮脇 喜八郎		

### 事務局及びその他の出席者

事務局長 高月 淳一郎 書記 谷口 恵祐 藤川 空

3. 議事録署名委員の指名について
4. 報告事項
  - (1) 農地改良届について
  - (2) 農地の合意解約について
5. 議事日程
  - (1) 議案第10号 農地のあっせんについて
  - (2) 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (3) 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - (4) 議案第13号 農用地利用集積計画の策定について
6. その他

事務局長	<p>ただいまから令和2年度第4回目となります東彼杵町農業委員会7月期の定期総会を開催いたします。</p>
議長	<p>(挨拶)</p> <p>本日の議事録署名人は4番の泓委員さんと6番の迎委員さんをお願いしたいと思います。では早速議事にはいらさせていただきます。報告事項の農地改良届について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>最初に議案第10号についてですが、急遽申し出者から取り下げの依頼がありましたので、議案から削除をお願いします。</p> <p>4.報告事項の農地改良届について、農地改良届取扱要領に基づき、次のとおり提出されたので報告する。令和2年7月27日、東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。当該農地は三根郷の畑1筆933㎡となっております。</p>
議長	<p>私の担当地区でありまして、畑がかなり荒れかけておりますので、借りて作物を育てていただけるといいかと思えます。改良届についても農家の方にあまり認知されていないため、トラブル防止のために声かけをしていただけると助かります。</p> <p>みなさまからご質問等ございませんか。</p>
中尾推進委員	<p>盛土、のり面、切土などといった改良をする際のガイドライン等はあるのですか。</p>
議長	<p>ガイドラインはありますので後日みなさまにお知らせしたいと思います。</p>
中尾推進委員	<p>近頃は短時間の降水量が多くなっているため予期せぬ事態を考えてしっかりとしたガイドラインを作ってほしいと思いました。今後の検討をよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。その他にご質問等ございませんか。</p> <p>無いようですので続きまして農地の合意解約について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の合意解約について、農地法第18条第6項の規定による通知が、次のとおり提出されたので報告する。令和2年7月27日、東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。1.の当該農地が彼杵宿郷の畑6筆6541㎡。2.の当該農地が三根郷の畑4筆5047㎡。3.の当該農地が三根郷の畑4筆2980㎡。4.の当該農地が三根郷の畑4筆1999㎡となっております。いずれも借手が規模縮小のための合意解約となっております。</p>

議長	<p>ありがとうございます。何かご質問等ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声。</p>
議長	<p>ありがとうございます。続きまして議案第 11 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第 3 条について次のとおり、許可申請があったので審議を求める。農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求める。令和 2 年 7 月 27 日提出、東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。申請番号 1 は菅無田郷の畑 5 筆、田 1 筆、合計 6 筆で 4,330 m<sup>2</sup>となっております。親子間の贈与による所有権の移転です。農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しない為、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p>
議長	<p>何かご質問等ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。引き続き申請番号 2 について事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>申請番号 2 は、中尾郷の畑 5 筆で 4,165 m<sup>2</sup>となっております。ことらも親子間の贈与による所有権の移転です。農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しない為、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p>
議長	<p>何かご質問等ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。続きまして、申請番号 3 について事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>申請番号 3 は、蕪郷の田 8 筆、畑 6 筆、合計で 14 筆、8,281 m<sup>2</sup>となっております。売買によります所有権の移転です。農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しない為、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p>
議長	<p>何かご質問等はございませんか。</p>

	「異議なし」の声
議長	ありがとうございました。申請番号 4.5.6 を事務局よりお願いします。
事務局	申請番号 4 は、三根郷と川内郷と法音寺郷の田 2 筆、畑 3 筆、合計 5 筆、5,415 m <sup>2</sup> 。 申請番号 5 は、三根郷の畑 1 筆 1,772 m <sup>2</sup> 。申請番号 6 は、彼杵宿郷の畑 1 筆 1,470 m <sup>2</sup> となっております。
議長	何かご質問等はございませんか。
	「異議なし」の声
議長	ありがとうございます。申請番号 7 を事務局よりお願いします。
事務局	申請番号 7 は、八反田郷の田 1 筆 1,200 m <sup>2</sup> となっております。
議長	何かご質問等はございますか。
	「異議なし」の声
議長	ありがとうございます。申請番号 8 を事務局よりお願いします。
事務局	申請番号 8 は、蕪郷の畑 2 筆、その他 1 筆、合計 3 筆で 6,382 m <sup>2</sup> となっております。
議長	何かご質問等はございませんか。
	「異議なし」の声
議長	ありがとうございます。申請番号 9 を事務局よりお願いします。
事務局	申請番号 9 は、蕪郷の畑 4 筆、その他 2 筆、合計 6 筆で 10,127 m <sup>2</sup> となっております。
議長	何かご質問等はございませんか。
	「異議なし」の声

議長	ありがとうございます。続きまして、議案第 12 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	農地法第 5 条について、次のとおり、許可申請があったので審議を求める。農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。令和 2 年 7 月 27 日提出、東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。当該農地が平似田郷の田 1 筆 408 ㎡となっております。
議長	本日、現地確認を行いました。地元推進委員の山口さんをお願いします。
山口推進委員	推進委員の山口です。家が建った後に北側にある水稻に少し影かかるということでしたが、本人も承諾されているので、周りの農地に対しての被害は無いのかなと思いましたが。家を建てることしか農地の活用方法がなかったのでもいいことかなと思います。
議長	ありがとうございました。同じく地元推進委員の福島さんをお願いします。
福島推進委員	山口さんと同じく特に問題はないかと思います。農地の所有者と耕作者の承諾も得られているので問題ないと思います。
議長	ありがとうございました。中山委員さんから何かございませんか。
7 番中山委員	山口さんから詳しく説明がありましたけれども、ものすごく水が流れてくるということだったので山口推進委員さんからも水のことにに関して指導をされていたので大丈夫だと思いました。
議長	ありがとうございました。続きまして江口委員さんをお願いします。
8 番江口委員	山口委員さん、中山委員さんからも言われた通り別に問題は無いと思います。
議長	ありがとうございました。この件に関しまして何かご質問等はございませんか。  「異議なし」の声
議長	ありがとうございます。次に議案第 13 号、農用地利用集積計画の策定について事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>基盤強化法第 19 条について次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求める。令和 2 年 8 月 3 日公告予定、東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。当該農地が平似田郷の田 2 筆、633 m<sup>2</sup>となっております。所有権の移転ですので特に問題はないかと思ます。</p>
議長	<p>この件に関しまして何かご意見等はございますか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。賃借権の設定についての説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>申請番号 1 は法音寺郷の畑 5 筆 3,548 m<sup>2</sup>。申請番号 2 は彼杵宿郷と三根郷と法音寺郷の畑 7 筆 6,486 m<sup>2</sup>。申請番号 3 は三根郷の畑 1 筆 786 m<sup>2</sup>。申請番号 4 は三根郷の畑 1 筆 1,851 m<sup>2</sup>。申請番号 5 は坂本郷の畑 2 筆 2,056 m<sup>2</sup>。申請番号 6 は坂本郷の田 2 筆、畑 2 筆、合計 4 筆で 3,214 m<sup>2</sup>。申請番号 7 は坂本郷の畑 1 筆 956 m<sup>2</sup>。申請番号 8 は菅無田郷の畑 2 筆 11,080 m<sup>2</sup>。申請番号 9 は千綿宿郷の畑 4 筆 7,787 m<sup>2</sup>。申請番号 10 は三根郷の畑 5 筆、その他 1 筆、合計 6 筆 5,752 m<sup>2</sup>。申請番号 11 は三根郷の畑 2 筆 4,456 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>この件に関しまして何かご意見等ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。以上で今月の農業委員会を終了します。</p>